

諫早湾干陸地 管理委託先募集要項

1. 目的

諫早湾干拓の干陸地において、野草等の刈取りにより、地域の景観保全や環境保全に配慮しつつ、採草地としての効率的な利活用を図るため、適正な維持管理ができる団体を募集する。

2. 委託先

農業団体（各農業協同組合、各酪農業協同組合 等）

3. 委託対象となる干陸地

対象となる干陸地は別紙1「干陸地位置図」のとおりとする。なお、各干陸地の状況については、別紙2「干陸地状況」に留意すること。

4. 委託期間

令和6年4月1日または長崎県畜産課が河川管理者から草地としての占用許可を受けた日から令和7年3月31日までとする。

5. 委託の要件

- (1) 農業団体は別紙3「委託契約書」を長崎県畜産課と締結するとともに、別紙4「諫早湾干拓干陸地における採草利用に係る規定」に基づく適正管理を行うこと。
- (2) 農業団体は、組合員等への再委託により干陸地の利用管理を行う時は、(1)の遵守を義務づけるとともに、適正に指導すること。

6. 応募方法

別紙5「諫早湾干陸地の採草利用申請書」に下記事項を記載し、各団体の公印を押印したものを郵送、FAXまたはEメールにて長崎県畜産課へ提出。

- (1) 利用希望場所（自然干陸地の番号を記入）
- (2) 利用予定者氏名（農業団体からの再委託先を記載）

7. 応募期間

令和6年2月8日（木） ～ 2月28日（水） 17：00

8. 委託先の決定までの流れ

- (1) 委託対象となる干陸地について、現在、長崎県畜産課が河川管理者へ河川法第24条に基づく占用許可申請を行っており、占用許可後、本募集による応募状況を鑑み、管理者を決定する。同一干陸地に対して複数の農業団体から応募があった場合は、団体間において協議するものとする。当該協議により決定できない場合は抽選とする。なお、協議の日程については、後日通知を行う。
- (2) 委託先決定後、個別に契約を締結する。

9. その他

不明な点については、下記へ問い合わせ

・長崎県 畜産課 肉用牛振興班 担当：笹山、北村

Tel : 095-895-2953